

提出書類整理表

役務提供		確認欄	
提出書類	記載事項	市内	市外
フラットファイル	A 4 桃色系 表紙・背表紙に業者名を記載		
① 提出書類整理表	提出書類の確認		
② 競争参加資格審査申請書【指定様式 1】	申請日 フリガナ 希望業務 担当者		
③ 登録証、許可証、認定書、資格証等(写)	法律上必要とする許可・登録等		
④ 納税証明書(写) ※ (未納がないことを証するもの)	国税に未納がない証明		
	都道府県税に未納がない証明		
	市税に未納がない証明		
⑤ 商業登記簿謄本(写) ※	法人のみ添付		
⑥ 誓約書 【指定様式 2】	本社(本店)について記載 実印使用		
⑦ 返信用封筒	長形 3 号 1 1 0 円切手を貼付し宛先を記載		

※ 証明書類 ④ ⑤ は、審査基準日より 3 箇月以内に発行されたもの

提出前にこの整理表にてチェックの上、①～⑥についてはフラットファイルに綴じ込み、上記以外の書類は綴じないこと

⑦返信用封筒についてはフラットファイルに綴じこまないこと。
ダブルクリップ等でフラットファイルに挟んでください。

問い合わせ先

〒523-8501

近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市総務部人事課

電 話 0748-36-5554 (直通)

指定様式 1

役 務 提 供 競 争 参 加 資 格 審 査 申 請 書

1.

■新規

近江八幡市長 様

申請日 令和 年 月 日

近江八幡市発注の 第 1 3 号 近江八幡市職員採用案内ホームページ作成業務委託 に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないことを誓約します。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守することを誓約し、万一、虚偽記載またはそれに類する事項が認められた場合には、競争参加資格の取消、指名停止等の措置を受けても異議ありません。

2. 申請者

(郵便番号) 〒

(フリガナ)

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者 職

氏名

電 話 番 号 ()

F A X 番 号 ()

(本店以外で登録する場合は、下記に記入してください。)

3. 委任先 (受任者)

(郵便番号) 〒

(フリガナ)

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

受任者 職

氏名

電 話 番 号 ()

F A X 番 号 ()

(委任事項) 下記のすべての事項について委任します。

1. 見積、入札に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 契約金・保証金の請求、受領に関する件
4. 復代理人の選出・解任に関する件
5. その他契約履行に関する件

4. 担当者氏名及び連絡先記入欄

所 属 部 課 :

担当者氏名 :

電 話 番 号 :

e-mail :

※業者コード

※受付番号

※地域区分

※欄は記入しないこと。

指定様式 1 裏 （様式 1 の裏面に印刷すること。）

5. 希望業務・許可資格

希望	業務コード	具 体 的 な 業 務 内 容	許可・資格等の名称 取得年月日 (③登録証、許可証、認定書、資格証等の提出を行う場合のみ記入)
1	—	インターネット・IT関連業務	
			年 月 日

〔経営規模〕

営 業 年 数	年
---------	---

〔従業員数（正規雇用者のみ）〕

総従業員数	人
委任先事業所における従業員数	人

誓 約 書

令和 年 月 日

近江八幡市長 様

事業所所在地.....

(ふりがな)

商号又は名称.....

(ふりがな)

代表者職氏名.....実印※

生年月日.....年 月 日

※本人の署名の場合は押印不要

私は、近江八幡市が近江八幡市暴力団排除条例第 6 条の規定に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札及び契約などから排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市から下記の事項を確認するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すると共に、近江八幡警察署に役員等を照会することについて承諾します。

記

- 1 自社又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第 2 号から第 6 号までの者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人事業者ではありません。